



島根県報

平成30年3月30日（金）

号外第50号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【人委規則】

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	2
給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	4
県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	4
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	6
専門的教育職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則	7

【人委細則】

職員の任用に関する細則の一部を改正する細則	7
級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則	7

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第5号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条の2の2を削る。

第7条の見出しを削り、同条を第7条の2とし、第6条の14の次に次の見出し及び1条を加える。

（扶養手当）

第7条 条例第8条第1項に規定する人事委員会規則で定める職員は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものとする。

第8条の前に次の1条を加える。

第7条の3 条例第8条第3項に規定する人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの

(2) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの

第12条の11の10第1号中「次号」を「以下この条」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 採用（新たに職員等給料表の適用を受けることとなる場合（人事交流等により職員等給料表の適用を受けることとなる場合を除く。）をいう。第12条の15の6第2項第8号において同じ。）された職員のうち、条例第10条第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該採用の直前の住居（当該採用の日以後に転居する場合において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居を含む。）からの通勤のため、特急等利用を常例とするもの（当該採用の直後に在勤する公署に通勤する職員で、通勤困難者に限る。）

第12条の15の6第2項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 採用に伴い、住居を移転（人事委員会が別に定める場合を除く。）し、第12条の15の2に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する公署に通勤することが第12条の15の3に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

第12条の17の2を次のように改める。

第12条の17の2 前条第2項各号に定める日（以下この条において「勤務することとなった日等」という。）が平成24年4月1日から平成30年3月31日までの間にある条例附則第9項の規定の適用を受けていた職員に対する前条第2項の規定の適用については、「当該各号に定める日に受けていた給料及び」とあるのは、「次条第1項の勤務することとなった日等における条例第3条第1項の規定により定められる額に次条第1項の勤務することとなった日等において受けていた職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第76号）附則第8項から第10項までの規定（第12条の18の2において「平成17年改正条例附則第8項等の規定」という。）又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年島根県条例第51号）附則第6項から第9項までの規定（第12条の18の2において「平成26年改正条例附則第6項等の規定」という。）による給料及び条例第7条の規定による給料の調整額を合算した額並びに次条第1項の勤務することとなった日等に受けていた」とする。

2 前項の規定の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる職員に対する同項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であって、勤務することとなった日等において育児短時間勤務職員等であったもの前項中「条例第3条第1項の規定により定められる額」とあるのは「条例第3条第1項の規定により定められる額に、次条第1項の勤務することとなった日等における育児短時間勤務に係る算出率を乗じて得た額」とし、「給料の調整額を合算した額」とあるのは「給料の調整額を合算した額を次条第1項の勤務することとなった日等における育児短時間勤務に係る算出率で除して得た額」とする。
- (2) 育児短時間勤務職員等であって、勤務することとなった日等において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの前項中「給料の調整額を合算した額」とあるのは、「給料の調整額を合算した額に育児短時間勤務に係る算出率を乗じて得た額」とする。
- (3) 育児短時間勤務職員等であって、勤務することとなった日等において育児短時間勤務職員等であったもの前項中「条例第3条第1項の規定により定められる額」とあるのは「条例第3条第1項の規定により定められる額に、次条第1項の勤務することとなった日等における育児短時間勤務に係る算出率を乗じて得た額」とし、「給料の調整額を合算した額」とあるのは「給料の調整額を合算した額を次条第1項の勤務することとなった日等における育児短時間勤務に係る算出率で除して得た額に現に適用される育児短時間勤務に係る算出率を乗じて得た額」とする。

第12条の18の2を次のように改める。

第12条の18の2 条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日（以下この条において「異動の日等」という。）が平成24年4月1日から平成30年3月31日までの間にある条例附則第9項の規定の適用を受けていた職員に対する前条第2項の規定の適用については、「同項に規定する異動又は公署の移転の日に受けていた給料及び」とあるのは、「次条第1項の異動の日等における条例第3条第1項の規定により定められる額に次条第1項の異動の日等において受けていた平成17年改正条例附則第8項等の規定又は平成26年改正条例附則第6項等の規定による給料及び条例第7条の規定による給料の調整額を合算した額並びに次条第1項の異動の日等に受けていた」とする。

2 前項の規定の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる職員に対する同項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であって、異動の日等において育児短時間勤務職員等であったもの前項中「条例第3条第1項の規定により定められる額」とあるのは「条例第3条第1項の規定により定められる額に、次条第1項の異動の日等における育児短時間勤務に係る算出率を乗じて得た額」とし、「給料の調整額を合算した額」とあるのは「給料の調整額を合算した額を次条第1項の異動の日等における育児短時間勤務に係る算出率で除して得た額」とする。
- (2) 育児短時間勤務職員等であって、異動の日等において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの前項中「給料の調整額を合算した額」とあるのは、「給料の調整額を合算した額に育児短時間勤務に係る算出率を乗じて得た額」とする。
- (3) 育児短時間勤務職員等であって、異動の日等において育児短時間勤務職員等であったもの前項中「条例第3条第1項の規定により定められる額」とあるのは「条例第3条第1項の規定により定められる額に、次条第1項の異動の日等における育児短時間勤務に係る算出率を乗じて得た額」とし、「給料の調整額を合算した額」とあるのは「給料の調整額を合算した額を次条第1項の異動の日等における育児短時間勤務に係る算出率で除して得た額に現に適用される育児短時間勤務に係る算出率を乗じて得た額」とする。

別表第8備考中「第2条」を「第2条第2項」に、「ホテル営業及び旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第8備考の改正規定は、平成30年6月15日から施行する。

(平成28年改正条例附則第11項による扶養手当に関する特例に係る行政職給料表の8級以上の職員に相当する職員)

2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年島根県条例第50号）附則第11項の規定により読み替えら

れた職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）第8条第3項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの
- (2) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの
- (3) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの
(通勤手当に関する経過措置)

3 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間にこの規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第12条の11の10第3号の職員たる要件を具備した者に関する改正後の規則第12条の3及び第12条の12の規定の適用については、改正後の規則第12条の3中「速やかに」とあるのは「職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成30年島根県人事委員会規則第5号。以下「改正規則」という。）の施行の日以後速やかに」と、改正後の規則第12条の12第1項中「これに係る事実の生じた日から15日」とあるのは「改正規則の施行の日から15日」とする。

（単身赴任手当に関する経過措置）

4 施行日の前日までの間に改正後の規則第12条の15の6第2項第8号の職員たる要件を具備した者に関する改正後の規則第12条の15の8及び第12条の15の10の規定の適用については、改正後の規則第12条の15の8第1項中「速やかに」とあるのは「職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成30年島根県人事委員会規則第5号。以下「改正規則」という。）の施行の日以後速やかに」と、改正後の規則第12条の15の10第1項中「これに係る事実の生じた日から15日」とあるのは「改正規則の施行の日から15日」とする。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 30 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第6号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「又は保健環境科学研究所」を「、保健環境科学研究所又は人事委員会が認める公署」に改め、同条第2号中「又は家畜保健衛生所」を「、家畜保健衛生所又は人事委員会が認める公署」に改め、同条第3号中「又は心と体の相談センター」を「、心と体の相談センター又は人事委員会が認める公署」に改め、同条第4号中「又は県立学校」を「、県立学校又は人事委員会が認める公署」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 30 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第7号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第33条の2の2を削る。

第36条の11の10第1号中「次号」を「以下この条」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加え

る。

(3) 採用（新たに給料表の適用を受けることとなる場合（人事交流等により給料表の適用を受けることとなる場合を除く。）をいう。第36条の15の6第2項第8号において同じ。）された教育職員のうち、条例第20条第1項第1号又は第3号に掲げる教育職員で、当該採用の直前の住居（当該採用の日以後に転居する場合において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居を含む。）からの通勤のため、特急等利用を常例とするもの（当該採用の直後に在勤する学校に通勤する教育職員で、通勤困難者に限る。）

第36条の15の6第2項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 採用に伴い、住居を移転し、第36条の15の2に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教育職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する学校に通勤することが第36条の15の3に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教育職員

第36条の17の2を次のように改める。

第36条の17の2 前条第2項各号に定める日（以下この条において「勤務することとなった日等」という。）が平成24年4月1日から平成30年3月31日までの間にある条例附則第12項の規定の適用を受けていた教育職員に対する前条第2項の規定の適用については、「当該各号に定める日に受けていた給料及び」とあるのは、「次条第1項の勤務することとなった日等における条例第4条第1項の規定により定められる額に次条第1項の勤務することとなった日等において受けていた県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第77号）附則第8項から第10項までの規定（第36条の18の2において「平成17年改正条例附則第8項等の規定」という。）又は県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年島根県条例第52号）附則第5項から第8項までの規定（第36条の18の2において「平成26年改正条例附則第5項等の規定」という。）による給料及び条例第17条の規定による給料の調整額を合算した額並びに次条第1項の勤務することとなった日等に受けていた」とする。

2 前項の規定の適用を受ける教育職員のうち次の各号に掲げる教育職員に対する同項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務教育職員等以外の教育職員であって、勤務することとなった日等において育児短時間勤務教育職員等であったもの 前項中「条例第4条第1項の規定により定められる額」とあるのは「条例第4条第1項の規定により定められる額に、次条第1項の勤務することとなった日等における育児短時間勤務に係る算出率を乗じて得た額」とし、「給料の調整額を合算した額」とあるのは「給料の調整額を合算した額を次条第1項の勤務することとなった日等における育児短時間勤務に係る算出率で除して得た額」とする。

(2) 育児短時間勤務教育職員等であって、勤務することとなった日等において育児短時間勤務教育職員等以外の教育職員であったもの 前項中「給料の調整額を合算した額」とあるのは、「給料の調整額を合算した額に育児短時間勤務に係る算出率を乗じて得た額」とする。

(3) 育児短時間勤務教育職員等であって、勤務することとなった日等において育児短時間勤務教育職員等であったもの 前項中「条例第4条第1項の規定により定められる額」とあるのは「条例第4条第1項の規定により定められる額に、次条第1項の勤務することとなった日等における育児短時間勤務に係る算出率を乗じて得た額」とし、「給料の調整額を合算した額」とあるのは「給料の調整額を合算した額を次条第1項の勤務することとなった日等における育児短時間勤務に係る算出率で除して得た額に現に適用される育児短時間勤務に係る算出率を乗じて得た額」とする。

第36条の18の2を次のように改める。

第36条の18の2 条例第21条の3第1項に規定する異動又は学校の移転の日（以下この条において「異動の日等」という。）が平成24年4月1日から平成30年3月31日までの間にある条例附則第12項の規定の適用を受けていた教育職員に対する前条第2項の規定の適用については、「同項に規定する異動又は学校の移転の日に受けていた給料及び」とあるのは、「次条第1項の異動の日等における条例第4条第1項の規定により定められる額に次条第1項の異動の日等において受けていた平成17年改正条例附則第8項等の規定又は平成26年改正条例附則第5項等の規定による給料及び条例第17条の規定による給料の調整額を合算した額並びに次条第1項の異動の日等に受けていた」とする。

2 前項の規定の適用を受ける教育職員のうち次の各号に掲げる教育職員に対する同項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 育児短時間勤務教育職員等以外の教育職員であって、異動の日等において育児短時間勤務教育職員等であったもの前項中「条例第4条第1項の規定により定められる額」とあるのは「条例第4条第1項の規定により定められる額に、次条第1項の異動の日等における育児短時間勤務に係る算出率を乗じて得た額」とし、「給料の調整額を合算した額」とあるのは「給料の調整額を合算した額を次条第1項の異動の日等における育児短時間勤務に係る算出率で除して得た額」とする。
- (2) 育児短時間勤務教育職員等であって、異動の日等において育児短時間勤務教育職員等以外の教育職員であったもの前項中「給料の調整額を合算した額」とあるのは、「給料の調整額を合算した額に育児短時間勤務に係る算出率を乗じて得た額」とする。
- (3) 育児短時間勤務教育職員等であって、異動の日等において育児短時間勤務教育職員等であったもの前項中「条例第4条第1項の規定により定められる額」とあるのは「条例第4条第1項の規定により定められる額に、次条第1項の異動の日等における育児短時間勤務に係る算出率を乗じて得た額」とし、「給料の調整額を合算した額」とあるのは「給料の調整額を合算した額を次条第1項の異動の日等における育児短時間勤務に係る算出率で除して得た額に現に適用される育児短時間勤務に係る算出率を乗じて得た額」とする。

別表第13の4種の項中「松江ろう学校」の次に「、浜田ろう学校」を加え、「、隠岐養護学校」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
(通勤手当に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間にこの規則による改正後の県立学校の教育職員の給与の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第36条の11の10第3号の教育職員たる要件を具備した者に関する改正後の規則第36条の3及び第36条の12の規定の適用については、改正後の規則第36条の3中「速やかに」とあるのは「県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成30年島根県人事委員会規則第7号。以下「改正規則」という。）の施行の日以後速やかに」と、改正後の規則第36条の12第1項中「これに係る事実の生じた日から15日」とあるのは「改正規則の施行の日から15日」とする。
(単身赴任手当に関する経過措置)
- 3 施行日の前日までの間に改正後の規則第36条の15の6第2項第8号の教育職員たる要件を具備した者に関する改正後の規則第36条の15の8及び第36条の15の10の規定の適用については、改正後の規則第36条の15の8第1項中「速やかに」とあるのは「県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成30年島根県人事委員会規則第7号。以下「改正規則」という。）の施行の日以後速やかに」と、改正後の規則第36条の15の10第1項中「これに係る事実の生じた日から15日」とあるのは「改正規則の施行の日から15日」とする。
(管理職手当に関する経過措置)
- 4 施行日の前日において、この規則による改正前の県立学校の教育職員の給与に関する規則別表第13の4種の項に定められている職にあり管理職手当の支給を受けていた教育職員で施行日以降改正後の規則別表第13の4種の項に定められなくなる職に引き続きあるものの管理職手当の支給割合については、当該教育職員が当該職にある間、改正後の規則別表第13の4種の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第8号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の項中「上席調整監（庶務担当）」を「上席調整監（人事課及び庶務担当）」に、「並びに庶務担当、人事担当及び一般社団法人しまね地域医療支援センターに派遣されているもの」を「総務事務センター並びに庶務担当及び人事担当」に、「及び給与管理グループ」を「給与管理グループ及び給与システム運用スタッフ」に改め、同部保健環境科学研究所の項中「総務企画情報課長」を「総務企画課長」に改め、同表教育委員会事務局部局等の部本庁の項中「グループリーダー（庶務担当に限る。） 企画幹（庶務担当に限る。） 企画人事主事」を「グループリーダー（庶務担当に限る。） 企画人事主事」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

専門的教育職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第9号

専門的教育職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

専門的教育職員の給与の特例に関する規則（昭和51年島根県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第6条を削る。

別表第3の2及び別表第4の2中「中学校及び小学校教育職給料表」を「中学校・小学校等教育職給料表」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 細 則

職員の任用に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

平成30年3月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会細則第1号

職員の任用に関する細則の一部を改正する細則

職員の任用に関する細則（昭和28年島根県人事委員会細則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第5号中「中学校以前」を「中学校又は義務教育学校以前」に改める。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

平成30年3月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会細則第2号

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則

級別職務分類に関する細則（昭和60年島根県人事委員会細則第2号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表知事の事務部局の部農林大学校の項3級の欄中「講師」を「助教」に改め、同項4級の欄中「助教授」を「講師」に改め、同項5級の欄中「助教授」を「准教授」に改める。

「
別表の5の表知事の事務部局の部本庁の項中 | | | グループリーダー | を
」

「
| 医員 | | 医長 | | グループリーダー | に改める。
」

別表の6の表知事の事務部局の部中

「

地方機 関	隠岐支庁									を
----------	------	--	--	--	--	--	--	--	--	---

」

「

本庁		診療放射線技師 臨床検査技師 管理栄養士 栄養士 理学療法士 作業療法士 歯科衛生士	薬剤師 獣医師 診療放射線技師 臨床検査技師 管理栄養士 栄養士 理学療法士 作業療法士 歯科衛生士	主任獣医師 ※主任	主任獣医師 ※主任			上席調整監		に
地方機 関	隠岐支庁									

」

改める。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。